

小規模企業支援資金

信用保証協会の保証付き融資については、国の制度改正により、平成19年10月から融資額の2割を金融機関の責任とする責任共有制度が導入されておりますが、小規模企業者向けに、責任共有制度の対象外で100%保証となる「小規模企業支援資金」を設けておりますのでご活用ください。

- 対象者 ① 県内に事業所を有し、常時使用する従業員が20人（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業にあつては5人）以下の事業者（中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者）
② 常時使用する従業員の数が中小企業信用保険法施行令（以下「政令」という。）で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする事業者
※ 信用保証協会の無担保無保証人保証の要件を満たす場合には、同制度の併用が可能です。
- 融資限度 運転資金・設備資金 2,000万円（併用時は2,000万円限度）
（ただし、既存の保証付き融資との合計で2,000万円以内）
- 融資期間 運転7年以内（据置1年以内）、設備10年以内（据置1年以内）
※ 無担保無保証人保証の場合、5年以内
- 融資利率 固定 年1.9%以内
- 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。
（責任共有制度対象外で100%保証）

信用保証料 年0.15%～1.10%

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.10%	1.00%	0.85%	0.70%	0.55%	0.50%	0.45%	0.30%	0.15%

無担保無保証人保証の場合 年0.90%

- 担保 原則無担保
 - 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
 - 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金 ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）
- ※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。